

## ●香川県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月20日

香川県知事 池田豊人

### 1 保安林の所在場所

三豊市山本町財田西字向井川87番1、88番1、89番1、92番、94番2、95番1、106番21、119番9、119番10、字前山下1264番1、字前山谷1410番1、1410番3、字鹿ノ谷1449番1から1449番4まで、1449番6、1449番28、1472番、1475番1、1476番1、1476番2、1476番4、1495番2、1499番2、1500番1、1504番1、1505番1、1522番2、1546番、1547番1、1558番1、1558番3、1563番、1565番1、1566番、山本町河内字井手口1397番1、1397番2、1410番1から1410番4まで、1416番1から1416番3まで、1449番2、字小野1459番2、字檜ノ木1494番、1495番1、1500番、1501番1、1501番2、字蜂ヶ谷1897番8、1897番10、字正体1898番4、1898番38から1898番40まで、字菅ノ谷2078番7から2078番9まで（以上3筆国有林）、2078番1、2078番6、2126番1、2126番2、字逆瀬2298番3、2298番4、2298番28から2298番31まで、字城ヶ原2382番2、2399番1、2416番、2417番1、字弥助谷2418番98（国有林）、2418番1・2418番46（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字批把原2424番5、2424番6、字耳谷2580番4（国有林）、2545番、2547番、2565番、2568番2、2580番1、2602番4、2602番5、2603番2、2604番3、2604番4、字坪屋2761番1、山本町大野字樋ノ本3245番1から3245番3まで、3287番、字山下3288番、3291番、3294番、3296番、3298番、3299番、3300番1、3300番2、3301番から3303番まで、3310番、3329番、字赤塚3397番、3399番、3400番、3419番、3421番、3423番、3424番、字鹿ノ谷3437番、3438番、3455番、3457番、3459番、3460番、字香原3461番、3464番、3476番、3481番、3483番、3485番、山本町辻字逢坂4998番1、4999番、5000番1、5000番2、5002番、5003番、5004番1、5004番2、5006番1、字竹谷5038番、5040番1から5040番3まで、5040番5から5040番8まで、5040番10、5040番11、5040番15、山本町神田字裏山乙679番1、乙679番2、乙681番から乙684番まで、乙686番、乙692番1、乙696番、乙697番、乙698番1、乙705番2から乙705番4まで、乙707番、乙709番1、乙709番3から乙709番5まで、乙709番23、乙709番25、乙709番27、乙709番28、乙725番1、乙726番1、乙729番1、乙729番3、乙743番1、乙743番2、乙744番2、乙744番3、乙745番1から乙745番4まで、字西岩瀬乙932番、乙936番1、乙936番6から乙936番9まで、乙936番11から乙936番14まで

### 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部森林・林業政策課及び三豊市農政部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）